第 1 6 回 道 州 制 特 区 提 案 検 討 委 員 会 次 第

日時 平成 20 年 4 月 24 日(木) 13:30 ~ 場所 第 2 水産ビル 8 階 B C 会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 分野別審議について
 - (2) 継続審議案件 (広域中核市制度・政令市等の法定要件緩和) について
 - 〇 参考人意見聴取について
 - (3) 次回委員会について
 - (4) その他
- 3 閉 会

【配付資料】

資料 1 道民提案検討テーマ別分類一覧表(継続検討分74件)

資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表

(「地域再生」 継続検討分)

資料 3 広域中核市制度関係資料

第16回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委 員】

氏	名	現 職	備考
五十嵐	智嘉子	(社)北海道総合研究調査会常務理事	副会長 欠席
井上	久 志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会 長
佐藤	克 廣	北海学園大学法学部教授	
林	美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター	
福士	明	札幌大学法学部教授	
宮田	昌利	(株)サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	欠 席
山本	光子	㈱電通北海道プランニングディレクター	

(50 音順)

【事 務 局】

E	£	â	3	役
成	田	_	憲	北海道企画振興部局長
Ш	城	邦	彦	北海道企画振興部地域主権局長
出	光	英	哉	北海道企画振興部地域主権局次長
志	田	文	毅	北海道企画振興部地域主権局参事
渡	辺	明	彦	北海道企画振興部地域主権局参事

資 料 1

道民提案 検討テーマ別分類一覧表 (継続検討分 74件)

地域再生

物域を作業に	大分類	中分類	小分類	細分類	権限 移譲	主た。 関与 廃止	規制	見手法 特例 措置	法令	制約 なし	摘要	考慮すべき事項
D 전 20 株 その他 以持本の事人 (特定) ○ 特殊決別文 (北京近海 神経の政党) 近月 との報答 D 2			金融市場の活	*66¦金融自由化(時差)	1		1		0	1	特別法制定(北海道標準時の設定)	道外との関係
取業・子校	D	その他		*92 時差の導入(時差)	1 1 1 1				0		特別法制定(北海道標準時の設定)	道外との関係
中央の場合	D	その他	その他	93¦サマータイムの導入	1				0		 特別法制定(北海道サマータイム時の設定)	道外との関係
計算機構	I	教育・学校	教育・学校	188 青春時間	 		1			0	_	学校以外との関係
## 財政選手位 第三十十十三十三 10 10 3 東海県の東陸區			特有の負担解			:		0			理税免除(白動車税・ガソリン税)	
中 地域活性に 日本政治学で 日本政治学の 日本政治学の			消									六语中人体伊
特別 中央			優遇措置		-		 					
大きない。 大きか 大きか 大きか 大きか 大きが			優遇措置									
本語の音楽学者の 大学報告報 2 元表での部本の報告報格 (報報金)							O				速度規制(一般追制限時速 70km)	父迪安全催保
本語の企業者の おお藤存曜 3 活在底部・対面人名前の位数 2 2 2 2 2 2 2 2 2		医療従事者の	地方勤務確保		I I I			0		I I	研修医の地方勤務義務付け	医師の道外流出
日本の表現 15万		医療従事者の	地方勤務確保	3 潜在医師・外国人医師の招致	! !		0				定年退職年齢見直し	予算確保
本語・	Α	医療従事者の	地方勤務確保	*3 潜在医師・外国人医師の招致	1		0				 医師国家試験の免除	水準(インフォームド)
○		医療従事者の		4 期間限定交代制の導入		:		0		! !	 病院管理者要件に地域勤務の追加	
一般技術音楽音	Α				 	:		0		! ! !	 地方勤務の診療報酬加算	道外との関係(全国プ
一型機関子型		地域偏在是正		【診療報酬】						0		
地域信任主 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大き 大		地域偏在是正		【看護師増】	C		1					実態
地域自住 一		地域偏在是正		【看護師等養成施設】	,	1						
本価を企化		地域偏在是正		の基準の設定等【看護師等養成施設】)						権限	
大きの		営健全化	医療従事者の配置	【医師配置数】			 					も可能
査信金化 元章4年の京本 「長徳・原設 194 著行金の指金処理制度 日報		営健全化	医療従事者の配置	【看護師配置数】	 		0					ール制)、過剰労働
□ 福祉 福祉 194 寄付金の競金処理制度 □ 対応 福祉有債運送の規制経和 □ 正正の存在的 □ 対応 □ 対		営健全化			0		, , ,				人員・施設基準の設定権限 	過剰労働
□ 福祉 福祉 199 介護サービス事業所等の指定 ○ 事業所等の指定要件の設定権限 242 介護サービス事業所等の指定基準 ○ 事業所等の指定要件の設定権限 242 介護サービス事業所等の指定基準 ○ 事業所等の指定要件の設定権限 254 の関係(サース水準) □ 教育 学校 教育 学校 教育 学校 数育 学校 数育 学校 数育 学校 数百 学校 图集			福祉	194¦寄付金の損金処理制度	1		1	0		ı	税控除(法人税等の寄付金控除)	
日本地 日本 日本	J	福祉	福祉	198 福祉有償運送の規制緩和			0				運送区域(所在市町村以外の市町村)	
J 福祉 福祉 242 介護サービス事業所等の指定基準 ○ 事業所等の指定要件の設定権限 選外との関係(サース水準) 241 研究開発学校の指定 数字 学校 数字 校	J	福祉	福祉	 199 介護サービス事業所等の指定	0						事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係(サービ
大学校 教育・学校 教育・学校 241 研究開発学校の指定 日本の関係 (配価	J	福祉	福祉	242 介護サービス事業所等の指定基準	0						事業所等の指定要件の設定権限	道外との関係(サービ
大学入学) 大学入学 大学入学					<u> </u>							
日 地域活性化 違民に対する 253 移住促進 ②			教育・字校	241: 研究開発字校の指定 	O						研究開発字校の指定権限 	
一 地域活性化 独自基準の設 174 水道法 ② 塩素消毒規制の緩和 食安全確保 ② 塩素消毒規制の緩和 食安全確保 ② 塩素消毒規制の緩和 食安全確保 ② 塩素消毒規制の緩和 ② 塩素消毒規制の緩和 ② 塩素消毒規制の緩和 □ 国有林の管理権限 □ 世方自治の強 及割分担の明 131 ② 重、3 重行政の解消 ○ 機能統合 □ 世方自治の強 役割分担の明 223 1級及び2級河川の維持管理の一元 ○ 維持管理権限 □ □ □ □ □ □ □ □ □		地域活性化		235 移住促進	 		0			1 1 1		
日本栗の振興 資源の有効活 37.森林管理の一元化 国有林の管理権限 日本東の振興 資源の有効活 209 国有林の種理権限 日本東の振興 資源の有効活 209 国有林の種神権限 日本の管理権限 日本の管理権限 日本の管理権限 日本の管理権限 日本の管理権限 日本の管理権限 日本の管理権限 日本の首連権限 一本の首と 一本の有効活 一本の有効活 一本の有効活 一本の有効活 一本の有効活 日本の有効活 日本の首と 日本の首と 日本の首と 日本の首と 日本の首と 日本の首と 日本の首と 日本の有効活 日本の有効 日本の有効活 日本の有効活 日本の有効活 日本の有効活 日本の有効活 日本の有効活 日本の有効 日本の音を 日本の音を 日本の音を 日本の音を 日本の様和 日本の音を	Н	地域活性化	独自基準の設	174 水道法	 		0				1	食安全確保
B 林栗の振興		也方自治関連>	•	37 '森林管理の一元化	0	ı <u>ı</u>		ı ı				
田 地方自治の強 基礎自治体の 125 2重、3重行政の解消 ○ 機能統合 機能統合 地方自治の強 役割分担の明 131 2 重、3重行政の解消 ○ 機能統合 機能統合 他 地方自治の強 役割分担の明 228 1級及び2級河川の維持管理の一元 ○ 維持管理権限 他 地方自治の強 役割分担の明 229 国道、道道の維持管理の一元化 ○ 維持管理権限 他 地域活性化 その他 176 都市再生緊急整備地域の指定 ○ 大地利用一般 地方裁量範囲 51 国の関与の縮小の拡大 日地方自治の強 (212 土地利用規制の決定に係る国の協議 ○ 用途制限の緩和 日地方自治の強 基礎自治体の 位 地方自治の強 基礎自治体の 位 地方自治の強 基礎自治体の 位 地方自治の強 接種自治体の 強化 123 政令市等の法定要件緩和 也 地方自治の強 基礎自治体の 位 地方自治の強 基礎自治体の 位 地方自治の強 後割分担の明 位 位 位 位 位 位 位 位 位			用		!	1						
化 地方自治の強 役割分担の明 131 2 重、3 重行政の解消 ○ 機能統合 機能統合 化 地方自治の強 役割分担の明 228 1 級及び2 級河川の維持管理の一元 ○ 維持管理権限 化 地方自治の強 役割分担の明 229 国道、道道の維持管理の一元化 ○ 維持管理権限 化 地域活性化 その他 176 都市再生緊急整備地域の指定 ○ 交付金の配分権限 下 大田利用制度 大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・			用				1					
化 地方自治の強 役割分担の明 228		化	強化		1	1	 					
化		化	確化		1	1	 			! ! !		
化 確化 日 地域活性化 その他 176 都市再生緊急整備地域の指定 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		化	確化	化	- 1					! ! !		
C 土地利用一般 用途制限の緩和 用 ○ 用途制限の緩和 C 土地利用一般 地方裁量範囲 の拡大 51 国の関与の縮小 の拡大 C 土地利用一般 地方裁量範囲 の拡大 「同意の廃止」 212 土地利用規制の決定に係る国の協議 「同意の廃止」 H 地方自治の強 基礎自治体の 強化 化 地方自治の強 強化		化	確化		1							
日 月 C 土地利用一般 地方裁量範囲 の拡大 51 国の関与の縮小 C 土地利用一般 地方裁量範囲 の拡大 国の協議・同意の廃止 日 地方裁量範囲 の拡大 123 政令市等の法定要件緩和 日 地方自治の強 基礎自治体の 強化 123 政令市等の法定要件緩和 日 地方自治の強 基礎自治体の 強化 225 政令市、中核市の要件緩和 日 地方自治の強 役割分担の明 130 負担金制度の廃止 化 日本制度の廃止 日 地方自治の強 役割分担の明 227 国直轄事業の維持管理に係る負担金化 日本計を理に係る直轄負担金の負担軽減 維持管理に係る直轄負担金の負担軽減 維持管理に係る直轄負担金の負担軽減 を指きの廃止 日 地方自治の強 基礎自治体の 124 道から市町村への権限移譲 日本計を理に係る直轄負担金の負担軽減 道から市町村への権限移譲					O		-					
C 土地利用一般 地方裁量範囲 の拡大 212 土地利用規制の決定に係る国の協議 の 加拡大 国の協議・同意の廃止 H 地方自治の強 基礎自治体の 強化 123 政令市等の法定要件緩和 の			用		 		0					
C 土地利用一般 の拡大 212 土地利用規制の決定に係る国の協議 の 加大 ・同意の廃止 国の協議・同意の廃止 H 地方自治の強 基礎自治体の 強化 123 政令市等の法定要件緩和			の拡大				- - -					
H 地方自治の強 基礎自治体の 強化 123 政令市等の法定要件緩和 ○ 人口要件の緩和 H 地方自治の強 基礎自治体の 強化 225 政令市、中核市の要件緩和 ○ 人口要件の緩和 H 地方自治の強 役割分担の明 化 化 化 確化 0 事業に係る直轄負担金の負担軽減 H 地方自治の強 役割分担の明 化 化 確化 0 維持管理に係る直轄負担金の負担軽減 H 地方自治の強 役割分担の明 確化 0 維持管理に係る直轄負担金の負担軽減 H 地方自治の強 基礎自治体の 124・道から市町村への権限移譲 ○ 道から市町村への権限移譲	С				1	0		_ 			国の協議・同意の廃止	
H 地方自治の強 基礎自治体の 強化 225 政令市、中核市の要件緩和	Н	地方自治の強	基礎自治体の		! !			0		! ! !	人口要件の緩和	
H 地方自治の強 役割分担の明 201 130 負担金制度の廃止 ○ 事業に係る直轄負担金の負担軽減 H 地方自治の強 役割分担の明 227 国直轄事業の維持管理に係る負担金 化 確化 ○ 維持管理に係る直轄負担金の負担軽減 H 地方自治の強 基礎自治体の 124 道から市町村への権限移譲 ○ 道から市町村への権限移譲	Н	地方自治の強	基礎自治体の	225 政令市、中核市の要件緩和	 			0			人口要件の緩和	
H 地方自治の強 役割分担の明 227 国直轄事業の維持管理に係る負担金 ○ 維持管理に係る直轄負担金の負担軽減 化 確化 制度の廃止 H 地方自治の強 基礎自治体の 124 道から市町村への権限移譲 ○ 道から市町村への権限移譲	Н	地方自治の強	役割分担の明	130 負担金制度の廃止	 		 	0		<u> </u>	事業に係る直轄負担金の負担軽減	
H 地方自治の強 基礎自治体の 124 道から市町村への権限移譲 O 道から市町村への権限移譲	Н	地方自治の強	役割分担の明	•			, , ,	0		i i i	維持管理に係る直轄負担金の負担軽減	
	Н	地方自治の強			0					! ! !	道から市町村への権限移譲	
H 地方自治の強 基礎自治体の 226 道道の管理の特例	Н	地方自治の強	基礎自治体の	226 道道の管理の特例	0						道から市町村への権限移譲	

産業・雇用

大		Ι				主	る実現	目壬は	の個			
分類	中分類	小分類		細分類	権限移譲	エル 関与 廃止	規制	特例	法令	制約 なし	摘 要	考慮すべき事項
	金融関連> その他	金融市場の活	66	· ·金融自由化		!!!	!	1	!!!	0	_	システム整備経費
		性化										
D	その他	金融市場の活 性化	67	新総合金融市場の創設 						0	_	システム整備経費
D	その他	その他	92	時差の導入(金融自由化)			 			0	_	システム整備経費
D	その他	金融市場の活 性化	219	北海道為替市場創設					1 1 1 1 1 1	0	_	システム整備経費
D	その他	その他	223	地域通貨の導入等		1 1		0	1 1 1 1 1 1		地域通貨の製造・発行の権能	道外との関係(為替)
	貿易・物流・人				1			1)**!! 0887 (+=T)
В	その他	物流・人材移 動の活性化	69	自由貿易地域指定 					0		新法制定(課税免除、CIQ業務移管、査証発給特例)	直外との関係(<u></u> 全証)
D	その他	空港の活性化	75	空港の一括管理	0				i i		国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用
D	その他	空港の活性化	221	千歳空港のハブ空港化	0				1 1 1 1 1 1		国管理空港の管理権限	今後の空港整備費用
	軍輸関連>	44.74 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			1						* THUR / F > 4 \ \ 1 \ 10 \ 1 \ 10 \ \	
D	その他	物流・人材移 動の活性化	72	¦トラックコンテナの国際基準化 └			0				車両制限(長さなど ISO 規格)	道外との関係 (交通)、 交通安全確保
D	その他			船用コンテナの国際基準に則した牽 引車両の導入 【トラック】	2		0				車両制限(長さなど ISO 規格)	道外との関係 (交通)、 交通安全確保
D	その他	その他	222	路線バスの合理的運行による経営改善【バス】			0		 ! ! ! !		乗車定員(11 人未満)	X AL X AL XIV
D	その他	タクシー		法定3ヶ月点検の撤廃 【タクシー】		1 1	0		1 1 1 1 1 1		タクシー法定3ヶ月点検(廃止)	交通安全確保
D	その他	タクシー	90	需給調整 「タクシー」	0		<u> </u>		i i		緊急調整地域の指定権限	
D	その他	自営業者の経 営安定化	80	ロップラン 1 日家用貨物自動車の車検延長 「日家用貨物】			0		; ; 1 1 1 1		車検(自家用貨物の延長)	交通安全確保
D	その他	その他	94	日			0				車検(自家用の6ヶ月車検)	道税収入
<1				【目家用】		:			<u>:</u>		<u> </u>	
D	観光振興	観光客誘致	54	カジノの振興					0		特例法制定(違法性阻却)	治安、青少年への影響
D	観光振興	観光客誘致	215	(小樽市への)カジノの設置(誘致)		<u>; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; </u>			0		特例法制定(違法性阻却)	治安、青少年への影響
D	観光振興	観光客誘致	55	民宿・ファームインの活性化			0		; ; 1 1 1 1		 酒造免許基準(年間製造数量)、牛乳製造基準 (殺菌基準など)	食安全確保
D	観光振興	観光客誘致		: 酪農家の民宿における簡易殺菌牛乳 の担供	,	<u> </u>	0		! ! ! ! ! !		(食安全確保
D	観光振興	観光客誘致		の提供 ビザ発給要件の緩和		<u> </u>	0		! ! ! ! ! !		查証発給基準	道外との関係(道内の
D	観光振興	観光業振興	64	 自家用車による旅客共同送迎 			0		1 1 1 1 1 1		 旅客自動車運送事業許可基準(一定の条件下	みの滞在確保)、治安 交通安全確保
D	観光振興	観光業振興	65	 有料顧客送迎に係る権限移譲 	0				1 1 1 1 1 1		で自家用車) 旅客自動車運送事業の許可権限、第2種免許	交通安全確保
<1	也場産業等関連	 i >				! !			<u> </u>		廃止	
		<u>た</u> 農業生産力の 向上	25	課税の免除 【農業】		1 1 1 1 1 1	l 	0	I I I I I		課税免除(固定資産税、軽油引取税)、減収補 てん	除雪用途区分の判断
В	農業の振興	その他	33	自家用貨物自動車の車検延長 【農業】		1 1	0		1 1 1 1 1 1		車検(自家用貨物の延長)	交通安全確保
D	その他	地場産業育成	76	酒造免許付与権限の移譲 【地場産業】	0	! !	<u> </u>				酒造免許権限	
D	その他	地場産業育成	79	食品の機能成分表示制度 【食品産業】	0						効能表示基準の設定権限	食安全確保
D	その他	その他	96	不動産短期賃貸借契約の簡便化		<u>; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; </u>	0		: ; ! !		重要事項説明(書面手交)	消費者保護
D	その他	その他	98	【不動産業】 理容師・美容師の垣根撤廃 【理容業・美容業】		: :	0		. !		理容師の美容業、美容師の理容業	
</td <td>ベイオエネルキ</td> <td> </td> <td></td> <td>【理容業・美容業】</td> <td></td> <td>; ;</td> <td></td> <td></td> <td><u> </u></td> <td></td> <td></td> <td>l</td>	ベイオエネルキ	 		【理容業・美容業】		; ;			<u> </u>			l
		遊休地の活用	30	遊休農地を活用した燃料生産		! !		0	1 1 1 1 1 1		課税免除(ガソリン税)	
F	環境保全	バイオ燃料	108	バイオ燃料の普及促進				0			課税免除(ガソリン税)	
F	環境保全	バイオ燃料	109	バイオ軽油の非課税化		1 1 1 1 1 1		0	1 1 1 1 1 1 1 1		課税免除(軽油引取税)、減収補てん	
F	環境保全	バイオ燃料	110	遊休農地を活用した燃料生産 ・				0			課税免除(ガソリン税)	
F	環境保全	バイオ燃料		- バイオ燃料生産業務特別地区の設定 による投資減税	!		 	<u> </u>	0		 新法制定(国税・地方税の投資減税、減収補 てん)	
	小国人雇用関連 医療従事者の	■ ■> ■看護職員確保		外国人人材受入れの促進	<u> </u>	! !	0	<u> </u>	!!!		看護師試験の免除	水準の確保、国で取組
	地域偏在是正	1 T 産業振興		「一個人人物を入れるのに進 「一個人短期滞在ビザ免除			0		. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		恒	中 道外との関係(道内の
	C 47 III	• 注水派共	07	「エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		: :			. I I I I I		125.431.111 FT TH AL \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	みの滞在確保)

十八粁	A:地域医療対策	B:農林水産業の振興	C:土地利用規制	D:経済振興対策	E:雇用対策	F:環境保全
人刀規	G:子育て支援	H:地域振興対策	I : 教育・学校	J:福祉	Z:その他	i i

地域再生

[継続検討分] 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

く「時」関連>

<u> </u>	<u> </u>										
小分類	細分類	概		提到	<u>ミ数</u> 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
(大分類	D 経済振興対	対策 一 中分類	: その他)								
金融市場の活性化	66金融自由化	北海道の位置を利 京より早く金融下 ように時差を設り 由化を行う。	市場が開く	2	2	(時差) ・ 日本の標準時は、標準時二関スル件(明治28年勅令167号)で 定められている。 ・ 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時(明石標準時)と西部標準時(台湾など)の2つの標準時があった。 ・ 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を 通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経15度は、ウ ルップ島を通っている。		【メリット】 ・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。		経商融企地権事	
						(金融自由化) - 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。 - 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替市場は全世界で24時間取引が行われている。	L)	【デメリット】 ・ システム整備などに経費がかかる。			
その他	92 時差の導入	北海道の自立効勢 光意識を高めるが 設ける。また、思 自由化を連動させ	ため時差を 時差と		1	(時差) - 日本の標準時は、標準時二関スル件(明治28年勅令167号)で 定められている。 - 明治28年から昭和12年まで、日本には中央標準時(明石標準 時)と西部標準時(台湾など)の2つの標準時があった。 - 標準時は、経度15度で1時間ずれる。日本の標準時は明石を 通る東経135度が基準であり、それより15度東の東経150度は、 ウルップ島を通っている。 (金融自由化) - 証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定める こととなっている。 ・ 金融市場については国際化が進んでおり、例えば、外国為替 市場は全世界で24時間取引が行われている。	(金融自由化) (特段の法令等の支障な し)	【メリット】 ・ 北海道の独自性を強く打ち出し、「日本の中の外国」ともいえるような異彩を放つ地域として磨きをかける。 ・ 東京の取引開始時刻よりも早く取引を開始することにより、日本国内において金融取引の窓口開設時間が長くなり、顧客の利便につながる。 【デメリット】 ・ システム整備に経費がかかる。 ・ 夏はともかく冬季において道民理解が得られるか。		企地権事経商融別工課	3073D
その他	93 サマータイム の導入	サマータイムのな行う。	本格特美施を	2	2	・関連する法令としては、期間・期限・時間・時刻を定めた法令等(民法、商法、刑法など) ・ H16~18に、札幌商工会議所が中心となり「北海道サマータイム実証実験」実施 (H18は、道央地域を中心に約700団体、12市町村が参加。道外時差の課題が大きいなどの理由により延長せず)。 ・ H19に、同会議所会員など約30団体・1市町村で自主実施したほか、道では、エコ・サマータイム実践PR事業を実施。 ・ こうした実験などを実施してきたが、現状においては、道民意識の盛り上がりまでには至っていない。 ・ 国においては、全国一律実施のサマータイムあるいはそれに準じた取組(勤務・営業時間の繰上げ)について検討することとされている。		【メルート) (リール・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・		知)事部参	1038D 3045D

<「時」関連(つづき)>

, . h		()) []							
小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
(大分類		校 - 中分類:教育	· 学校)						
教校	188青春時間	学校の夏期の登校時時間繰り上げ、放開が活用する。		(道立高校) ・ 道立高校の授業終始の時刻は、北海道立高等学校学則において、校長が定めることとなっており、交通機関の運行状況等を考慮し、設定されている。 ・ 道立学校職員の勤務時間の割振りは、北海道立学校管理規則において、校長が定めることとなっている。 (私立高校) ・ 私立高校の授業終始の時刻については、「私立高等学校の学則の標準例」を踏まえ、学校毎に校長が定めることとなっている。	※ 現行制度で対応可能	【メリット】 ・ 対象で が 1 時間 電車 なったり、 ア 大 投		教高育教課知知策事教、員政参	10871

<交通関連>

_ <u>``</u>	盟関理>	T	相学类	1	T	T			
小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
(大分類:	H 地域振興対	対策 一 中分類:離島振興)						_	
特有の負担解消 担解消	161 課税の免除	2 台目以降の自動車税の免除や国道がない特殊性から 揮発油税の減免を行う。	2 2	(複数自動車) ・ 地方税法により、自動車税は、自動車に対し、その所有者に 課税(§145)。 ・ 自動車税は、自動車という財産に課税となる財産課税として の性格や、道路損傷負担金としての性格を有することから、基 本的にすべての自動車に課税。 ・ 複数自動車の所有者数は未確認	(複数自動車) ・ 地方税法の改正 ・ 北海道税条例第63条 の課税免除対象を改正	(複数自動車) 【メリット】 ・ 複数の自動車を有する離島住民の税負担が軽減。 ・ 普通自動車を本土と離島に所有する島民の経済的負担が軽減。 【デメリット】 ・ 離島住民以外の者でやむを得ず複数の自動車を所有する者との税負担の公平性が損なわれる。 ・ 道税収入(自動車税)の減少 ・ 離島振興地域以外の過疎地域等との整合性 ・ 軽自動車税との整合性		総税企地く援事 課 づ支参	
(1.0)	u Aleman			(揮発油税) ・ 離島振興法では、国は、租税特別措置法の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずることとされている(§19)。 ・ 近年、原油価格の上昇に伴い、ガソリン価格が本土に比べ高騰している状況が続いており、離島住民の生活に影響を及ぼしている。	係る条項追加など)	(軍発油税) 【メリット】 ・ ガソリン小売価格の安定による島民の 経済的負担が軽減 ・ 自動車用ガソリン以外で揮発油税の課 税対象となる工業ガソリンや灯油、ナフ サ等の減免による石油化学製品等への影響 【デメリット】 ・ 国税の減収(道路特定財源の減収)			
道民に対	日 地域振興 165 自家用車の車 検期間延長	対策 — 中分類:地域活性/ 自動車の性能向上や、故障 のつど修理して利用する実 態から、新車時からずっと 3年毎の車検とする。	1 1	道路運送車両法により、自家用車の車検期間については、新規登録後初回は3年後、以降は2年毎に行うこととなっている(§61、§62)。 自動車検査登録の役割は、①民事登録(所有権の公証等)、②行政登録(自動車の保有実態把握等)、③保安基準への適合(構造・装置の定期的チェック等)、④安全確保、公害防止の担保。 道路運送車両法により、自動車の保守管理責任者はユーザーとなっている(§47)。	正 (自動車検査証の有 効期間を3年とする)	【メリット】 ・ 自動車検査登録に係るユーザーの時間的負担の軽減(検査に要する費用については、直ちに低廉になるとは言えない)。 【デメリット】 ・ 整備不良車両のチェック機会が減少することによる、道路交通における危険性の増大、公害原因の増加。		企) 地域主 権局参 事	
	234 一年車検の一 部撤廃	まずは最大積載量2 t 未満の車両について、一年車検の一部撤廃をする。	1 1	図るため、一定期間毎に保安基準に適合しているかを確認し、確認できた車両に対して国土交通省が車両検査証を発行する制度。 ・ 道路運送車両法§61・§62により、 ◇ 自家用貨物自動車:初回は2年後、以降1年毎 ◇ 営業用自動車(緑ナンバー車):1年毎	・関係法令の改正	【メリット】 ・ 車検費用、手続きの軽減 【デメリット】 ・ 車両の安全性・信頼性に対する懸念		企) 交通企 画課	
独自基準の設定	236 道路交通法の 特例(高速 路の制限時 速)	新規高速道路整備と同様の効果を期待して、道路交通法の運用面で一般道の制限時速を70キロとする。	1 1	・ 最高速度の規制は、交通の安全と円滑を図る観点から、車線数や道路幅員、車両の通行量、交差する道路や中央分離帯等に加え、交通事故の発生状況、冬期間の気象や路面状況といった様々な要素を考慮して決定している。・ 交通の安全と円滑の確保、交通公害の防止、沿道住民の意向等の観点から問題がないと判断する場合は、道路標識等により、法定速度を超える最高速度を指定することは、現行法令で可能である。・ 自動車専用道路については、高速道路以外の法定速度60km毎時を超える速度を指定している区間もある。		 【メリット】 ・ 移動時間が短縮される。 【デメリット】 ・ 交通事故が増加するなど、安全で円滑な交通に支障をきたす。 		警) 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	3201H

<医療関連>

	以到理			10.5	- Mr			I		_	
小分類	細分類	概			を数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
(大分類 地方勤務 医確保	2	対策 — 中分類 研修医等に地方 義務づける。		<u>者の地</u> り 2	<u>域偏在</u> 1	・ 研修医の多くが都市部の臨床研修病院で研修を受ける傾向にある。・ 医師の多くが都市部で勤務する傾向にある。	・ 研修医、病院等の管 理者となる医師の地方 勤務の義務付け。	【デメリット】 ・ 道州制特区を活用して、地方勤務を義務付けた場合、道外への医師の流出を招く恐れがある。 ・ 地方病院が研修指定病院と指定されるための体制整備。 ・ 研修医が診療に対しての不安が懸念される。		保) 地域医 師確保 推進室 参事	2006A* 2015A
	3 潜在医師・外 国人医師の招 致	第一線を退こう る医師の招致や 師の医師国家討 る。	り、外国人医	4	3	① 潜在医師 ・ 北海道地域医療振興財団のドクターバンク事業等の医師確保 の取組を行っている。(熟練ドクターバンク)	① 潜在医師 ・ 定年退職年齢の見直 ・ 医師確保対策の強化 (道予算事業)	1.0。 ① 潜在医師 【メリット】 ・ 定年退職年齢を見直すことにより、市 町村職員として常勤医師としての勤務が 可能		保地師推参医務 と と は は は な は を と 系 ま 系 課 ま の ま の ま の ま の ま の ま の ま ろ ま ろ ま ろ ま ろ	3028A
						 ② 外国人医師 外国人医師は医師免許を取得し、日本国内で医療を提供している。 臨床修練制度を受けた外国人医師の受入れ自体は現行法令で対応可能。 	② 外国人医師 ・ 現行法令で対応可能	② 外国人医師 【メリット】 ・ 臨床練制度を受けた外国人医師が日本の医療外許を取得すれば、医師確保がのいた。 とができるれば、医師ない、医療水準を保つことができる。 「デメリット】 ・ 現長療を修得し、外国人が日本の医療を修得し、国の医療を移り、直接ののののののののののでは、では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは			
地方への派遣システム	4 期間限定交代 制の導入	過疎地に期間限 医師を派遣する		2	1	医師確保対策として、全国知事会と連携し、病院や診療所の 管理者となる要件に地域での勤務を加えることを要望している。		【デメリット】 ・ 道州制料区を活用して病院の管理者となる要件にへき地勤務等を付加することについては、道外への医師の流出を招くおそれがある。		保) 医療政 策課	1043A 2006A*
地方勤務 誘導	7 診療報酬の特 例措置	診療報酬で地方 を行い、増加見 区分から減算で 例措置を設ける	合いを他のできるよう特	2	1	・ 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。 ・ また、健康保険の財政運営は全国プールで行われており、財源は保険者からの拠出金(保険料、国庫負担・補助)によって賄われている。		【デメリット】 ・ 一部の診療報酬を引き上げ、これに見合う診療報酬の引き下げが可能となるかが不明。・ 北海道だけ医療費が増加し、保険料を高くせざるを得なくなり、結果的に全国一律の保険料に格差が生じることとなる。・ 北海道だけの独自の考えによる診療報酬の算定要件の緩和には全 国の各保険者の了解を得ることが難しい。		保)国民健康保険課	2006A* 3061A
看護職員 確保	8 護学・校の定 員増・ ・ 受学金 拡充	地域の看護師不るため、からなりでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	護学校の定 もに、奨学	3	3	18年4月の診療報酬改定により、看護師配置数による報酬単価の差が拡大したことにより、地方や中・小規模病院では看護師確保が困難な状況となっている。 道では、養成確保、就業促進、就業定着、質の向上の4つを柱とした確保対策を進めている。	・ 道予算事業として検 討	【メリット】 ・ 地域への看護職員の就業が促進され、看護師不足が緩和する可能性がある。 【デメリット】 ・ 少子化に伴う学生数の減や、高学歴志向などにより、既に定員割れの学校もあり、定員の増が直ちに養成数の増にならない可能性がある。	(H18ででは、10mmのでは、15mmのでは、15mm	医療政 策課	2019A 2027A 2031A

<医療関連(つづき)>

小分類	保関連(つ _{細分類}	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係部課	個票 番号
看護職員確保	9 養成施設指定 権限移譲等	養成施設指定権限の移譲を 受け、企業参入も含め地方 での設置が容易になるよう 指定基準を緩和する。		① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 ・ 養成施設の設置には厚生労働大臣の指定と専修学校の知事認 可を要するが、この関連を明文化した規定がなく、申請書類も 個別であるため、設置者にとって煩雑で判りづらい手続きとなっている。 ・ 指定申請に際し、明文化された基準以上のレベルを国から求 められることが多く、申請者や経由機関である道にとっても判 りづらい内容となっている。 ・ 設置主体の制限については、法令上の規定はないが、指導要 領で「営利を目的としない法人」が原則とされている。	① 保健師、助産師、看護師、歯科技工士 ・ 制度改正を国に要望 (簡素で判りやすい手続きに)	① 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、歯科技工士 【メリット】 ・養成施設の設置が促進され、養成定員を拡大できる可能性がある。 【デメリット】 ・教育水準の低下や学習環境の悪化を招く可能性がある。 ・ 医療従事者の水準に差が生じる可能性があり、全国一律の診療報酬制度下においては、患者側から見れば不利益となりかねない。	障を来し た例はな	医務薬 務課、 食品衛	1008A
				② 臨床検査技師 ・ 臨床検査技師の就業数は、ここ数年安定した状態で推移。これまでの立入検査でも法律で定める臨床検査技師等の員数不足は見られない。	② 臨床検査技師 ・ 臨床検査技師等に関 する法律改正	② 臨床検査技師 【メリット】 ・ 地域の実情に応じた養成施設の設置が可能となるほか、事務手続の簡素化が図れる。 ・ 指定基準、設置基準の緩和により地域における衛生検査所の設置が容易となり新規参入も可能となる 【デメリット】 ・ 新規参入等により養成施設が増え、結果、養成施設の経営が難しくなるほか、募集学生のレベル低下が懸念される。			
				③ 理容師、美容師・養成施設の指定権限は厚生労働大臣にあるが、指定に必要な 調査に関する事務は、都道府県が処理することとされている。	③ 理容師、美容師 ・ 理(美)容師法の改 正	③ 理容師、美容師	③師理容施定つは次お厚省困で、等(師設権し、提い生が難い理、美養の限い第案で労移とるで、分成指にて1に、働譲し。		
	206 保健師、助産 師、大師の 養成施設の基準の設定等	保健師、助産師、看護師の 養成施設の基準の設定及び 施設の指定を知事ができる ようにする。	1 1	・ 保健師助産師看護師法§19・§20・§21等により、施設基準の設定、施設の指定のいずれも国が行っている ・ 具体的には、施設基準については保健師助産師看護師学校養成所指定規則、施設の指定については同法施行令などにより規定されている。 ・ なお、施設の指定については、大学等は文部科学大臣、養成所は厚生労働大臣となっている。	・ 保健師助産師看護師 法及び関係法令の改正 ・ 指定調査等のための 経費	【メリット】 ・ 道内各地方の実情に応じた指定によって、養成数の確保が図られる。 ・ 施設基準の設定(緩和)によって経営的な安定が図られる。 ・ 指定手続きが道に一元化され、設置者の負担が軽減される。(現行では養成所指定とは別に、知事が専修学校としての認可を所管) 【デメリット】 ・ 独自に基準を緩和した場合、看護師の質の低下や、教育内容などによって能性がある。		保)医療政策課	1226A

<医療関連(つづき)>

小分類	細分類	概要	提到	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
	標準医師数の	地域の実態に応じた算定と するとともに、過疎4法の 指定地域における特例措置 を緩和・延長する。	9	9	 病床の種別による医師配置数は、医療法により定められている。 医師配置基準の特例許可については、3年度の許可終了後についても、要件が合致した場合には、再度許可を取得することは可能であり、病床種別の変更の際は、従来から、医師配置基準の特例許可後の医師配置標準数で審査を行っている。 		【メリット】 ・ 医療機関の経営負担が軽減できる。 【デメリット】 ・ 医療の質や安全性の低下とともに、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、 医師の定着が難しくなると考えられる。		保) 寒 務課民保 康保 課	2018A 2020A 2022A 2025A 2026A 2028A 2030A 2032A 3036A
	13 看護職員の配 置基準緩和	夜間看護職員の配置を入院 患者や病床数に応じた配置 基準に緩和し、夜勤時間の 制限を緩和する。	8	5	・ 平成18年の診療報酬改定で、入院基本料を算定する場合、看護職員の夜間複数勤務体制及び月平均夜勤時間数が72時間以下であることが必須条件となった。 ・ 診療報酬は厚生労働大臣が中央社会保険医療協議会に諮問し、その意見を聴いて定めることとなっており、その算定方法は、健康保険法第76条第2項の規定に基づいている。 ・ また、健康保険の財政運営は全国ブールで行われており、財源は保険者からの拠出金(保険料、国庫負担・補助)によって糖われている。		【デメリット】 ・ 看護職員の労働条件の悪化 ・ 医療の質の低下(転倒、転落等の療養 上の世話などを含めた医療事故の発生率 の増加が懸念される) ・ 北海道だけの独自の考えによる診療報 酬の算定要件の緩和には全国の各医療保 険者の了解を得ることが難しい。		保)国民健康保険課	2019A* 2021A 2023A 2024A 2027A* 2029A 2031A* 2033A
	207 病院、診療所 の人員及び施 設の基準	病院、診療所の人員及び施 設の基準を条例で定めるようにする。	1	1	・ 医療法§21等に基づき、病床の種別により医師の配置数等が 決まっている。	・ 医療法等関係法規等 の改正	【メリット】 ・ 医療機関の経営負担が軽減できると考えられる。 【デメリット】 ・ 医療の質や安全性が低下するととも に、一人の医師に過重な労働が生じ、その結果、医師の確保や定着が難しくなる と考えられる		保) 医務薬 務課	1225A

<福祉関連>

<u></u>	<u> </u>								
小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
(大分類:	J 福祉 一	中分類:福祉)							
福祉	194 寄付金の損金 処理制度	N P O 法人や公益法人を全額損金処理対象とし、活動を支える企業を増やし、福祉を向上させる。	1 1	・ 特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件 を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(認定NP 〇法人)に対して、企業等が寄付をした場合には、租税特別措 置法の定めるところにより、寄附金控除等の特例(一般の寄附 金の損金算入限度額とは別に当該損金算入)の適用(§46-2、 租税特別措置法§66-11-2)。 ・ 道における認証数1306団体(H19.6)のうち認定NPO法人は 2団体。		【メリット】 ・ 企業等からNPO法人への寄附が増えれば、NPO法人の活動の促進につながる。		企) 地域主 権局参 事	1066J
	198 福祉有償運送 の規制緩和	旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域(所在市町村)にあることを要するという規制の緩和。	1 1	- 道路運送法により、一定の場合を除き、自家用自動車を有償で運送の用に供してはならず(§78)、自家用有償旅客運送を行う場合には国土交通大臣の登録(§79)が必要。 - 登録にあたっては、運送の区域など国土交通大臣省令で定める事項を申請(§79-2)しなければならず、運送の区域に関単では、運営協議会において協議により定められた市町村を関しとする区域とし、発地及び着地のいずれもがその運送の区域外であってはならないとされている(規則§51-4)。 - 福祉有償運送(同法規則§49回)とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、機旅客自動車運送と一によ場であるとが困難であり、地域の関係者が必要であるとを当ました場合に、一定の要件を満たした特定非営利活動法人等によることが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一運営協議会とは、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要なな福祉有償運送等に関する協議を行うため、市町村長や知事が主宰する協議会(同法規則§51-7)。		【メリット】 ・ 広域分散型の北海道においては、市町 村単位を越えた広域的な取組により、高原・リハビリなど住民の安全・安心ならしを守ること【デメリット】 ・ 運営協議会が地方公共団体の主宰とうなった。日本のが地方公共団体であるためであるため、発力公共団体であるためでありるであり、発生のが地方は着地でない市町村が全字であり、選続議会に輸送の必要性や安全性の判断ををは着してい。		保)福祉援護課	3099J
	199 介護サービス 事業所等の指 定	介護サービス事業所等の指 定要件を条例で定めること ができるようにし、地場業 者を優先指定する。	1 1	 介護保険法により、訪問介護等の居宅サービスや施設サービスの指定については、全国一律の要件(厚生労働省令)により知事が行っており、指定要件に関する知事の裁量権はない(§70①、86①など)。 事業所の指定について、指定要件を満たしている場合は、地場業者であるか否かにかかわりなく、指定を受けることが可能。 	・ 介護保険法の改正(指 定要件を都道府県知事 が定められるよう)	【デメリット】 ・ 住民が事業所を選ぶ際の選択肢が少なくなる可能性がある。 ・ 必要なサービスの提供が困難となる地域が生じる可能性がある。 ・ 競争原理が働かなくなり、サービスの質の向上が図られない可能性がある。		保)介護保険課	3105J
	242 介護サービス 事業基準	介護サービス及び障害者福祉サービス事業所の指定基準を条例で定めるようにする。	1 1	都道府県が指定権限を有する介護サービス事業所の指定基準は、介護保険法により厚生労働省令で定められており、全国統一の基準のもと事業者指定が行われている。		「メリッ作」を ・ 大学リッに ・ 大学リッに ・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学・ 大学		保)護課	1227J

<教育関連>

<u> </u>	例性/											
小分類	細分類	概	要	提到	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘	要	関係 部課	個票 番号
(大分類:	Ⅰ 教育・学校	交 一 中分類	: 教育·学校))								
	2 4 1 研究開発学校 の指定	教育課程の編集を表示できるよう	交の指定を知	1	1	(現状) ・ 日本の教育制度は、国が学習指導要領などにより教育課程の最低の基準を設定し、都道府県や市町村が、この基準を満たした上で弾力的な運用を行いながら、地域や児童生徒の実情等に応じた特色ある教育を実践している。 ・ 研究開発学校は、国が将来の学習指導要領の改訂に資するよう指定を行っているものである (H13.1.6文科大臣裁定「教育研究開発実施要項」)。 ・ 学習指導要領については、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の最低基準を定めているものであり、現行においても、教育課程の基準を超えた教育活動を行うことは学校の設置者の判断により十分可能なものとなっている。 ・ 研究開発学校の指定状況は、全国57件うち道内1件(H19年度)。 ・ 構造改革特別区域法に基づく構造改革特別区域研究開発学校設置事業は、H20年度を目途に全国展開予定である。 (課題・問題点) ・ 研究開発学校の指定権限を知事に移譲することは、教育課程の基準を編成する権限を都道府県に移譲することとし、教育課程の基準を編成する権限を都道府県に移譲することとし、教育課程の基準を道単独で変更するとなった場合は、道外の小中学校・高等学校との転編入学や大学との接続等に大きな影響を及ぼすこととなる。	の指定について、道内の学校は、道知事の指定も可能とする	・ 国による全国一律の判断ではなく、北 海道の地域特性等に応じて、道独自の判			教教策高育義育地援課学全康新高く進事)育課校課務課域教 校・課し校り室政 教 教 支育 安健 いづ推参	12221

<食・住関連>

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
	: H 地域振興対								
道民に対 する優 措置	235 移住促進	農地を農業従事者以外の 取得することは難しく、農 振地域は建築規制も厳し ため、耕作放棄地の農振を 解除し他用途に使えるよう にする。		・ 農業振興地域の整備に関する法律(農振法)では、耕作放棄の事実をもって除外することは困難。 ・ 農地法では、農業以外での農地の権利移動を原則として排除しているが、農地転用許可制度により一定の要件を満たした場合には農地の他用途利用が認められている。 ・ 農業者以外の者が農用地区域内への移住を希望する場合には農振の除外が必要であるが、市町村が次の計画等を定めることにより可能。 ◇ 地域の農業の振興に関する計画(農振法施行規則§4-4-27) ◇ 優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(優良田園住宅の建設の促進に関する法律§3)	外要件及び転用規制の 緩和			企まく援事農農整 づ支参 調	1201H
独自基準の設定	174 水道法	天然水を水道水として利用 する場合に味を半減させないよう、塩素消毒規制の対 象外とする。		・ 水道法により、水道事業者は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならず(§22)、給水栓における水が遊離残留塩素を0.1mg/以上保持するよう塩素消毒をすることとされている(同法施行規則§17)。 ・ 名水百選は昭和60年3月に環境庁において、国民の水質保全への認識を深め、良質な水環境を積極的に保護することを目的として選定されたもので、飲用に適していることを保証するものではない。	行規則の改正	【メリット】 ・ 水道水から塩素臭がなくなる。 ・ トリハロメタン等の塩素消毒副生成物の生成がなくなる。 【デメリット】 ・ 水道の水質が飲用に適合していても、送水、配水等の過程において病原性微生物汚染等の可能性があり、汚染された場合の健康被害拡大が懸念される。		環境保全課	3057H

<地方自治関連>

	<u>5日冶関理</u>	<u>:/</u>					•					
小分類	細分類	,,,,	要	提	<u>案数</u> 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘	要	関係 部課	個票 番号
(大分類)	: B 農林水産	業の振興 一	中分類:林美	業の振興))							
資源の有 効活用	37 森林管理の一 元化	国、道、森林 管理を一元化 を図る。	組合等の森林	木 1	1	・ 国有林は、農林水産省設置法 § 4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理(国有財産法 § 5)しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。・ 民有林の管理は、各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場。・ 道州制特区計画の連携・推進事業により、国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進している。・ 国は国有林管理の一部の独立行政法人化を平成21年度までに検討するとしている。	知事に移譲 ・ 必要な財源及び人員 の措置	【メリット】 ・ 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能 ・ 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 【デメリット】 ・ 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かないおそれがある。 ・ 施業の過度の集約化によっては、森林の状況が単一となるおそれがある。			水) 総務課	3004B
	209 国有林・道有 林の維持管理 の一元化		さるようにする	3	1	・ 国有林は、農林水産省設置法 § 4により、国有林野の経営管理をつかさどる農林水産省が管理(国有財産法 § 5)しており、その実施は「国有林野の管理経営に関する法律」による。・ 民有林の管理は各森林所有者が行うものであり、道は指導・監督を行う立場である。・ 国有林と民有林が一体となった森林づくりを推進するため、既に道州制特別区域計画の連携・共同事業として取り組んでいるところ。・ 国は国有林管理の一部の独立行政法人化をH21年度までに検討することとしたところ。	知事に移譲 ・ 必要な財源及び人員 の措置	【メリット】 ・ 地域の需要動向に応じた資源の安定的な利用及び供給が可能。 ・ 森林の管理について、国との連携・調整が不要となる。 【デメリット】 ・ 管理面積の拡大により、巡視などの現場管理が隅々まで行き届かない恐れ。			水) 総務課	1219B
	: H 地域振興 🕏)							
	125 2重、3重行 政の解消	無駄を解消す	行政を解消し ⁻る。	`	1	 道内の国の地方支分部局の職員数は、20,174人となっている(18.11.14現在。国会提出資料)。 H18.4.12政府・与党合意 ※ 3析国道の移譲等大規模な職員の移動が想定される事務・事業の移譲については、道州制特区の実施状況、北海道における区域内の市町村への事務移譲や行政改革(支庁の整理統合を含む)の実施状況等を踏まえた上で、北海道における受け入れ体制についても十分考慮しつつ、検討するものとする。 	の機能等統合の検討	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進できる。 ・ 類似する業務を一元化することにより、効果的・効率的に業務を提供できる・ 窓口等の一本化を図ることにより、住民の利便性の向上を図ることができる。 【デメリット】 ・ 国の出先機関の統廃合は、地元の理解が必要。			企) 地域主 権局参 事	3006H
役割分担 の明確化	131 2重、3重行 政の解消	開発局、経済 2重、3重の 無駄を解消す	行政を解消し		0	(NO. 125に同じ)	(NO. 125に同じ)	(NO. 125に同じ)			企) 地域主 権局参 事	3006H
	228 1級及び2級 河川の維持管 理の一元化	理を一元化で	対河川の維持管さるようにす		1	・ 河川法により、1級河川の指定区間外区間は国(§9)が、1 級河川の指定区間及び2級河川は北海道(§10)が、それぞれ 管理を行っている。		【メリット】 ・維持管理の実施範囲が一元化されることにより、一括した施工が可能となることから経費の軽減の可能性がある。 【デメリット】 ・必要な財源について、指定区間外区間のみに使途が限定され(道州制特区法量性が小さく、一元化の効果が最大限に発揮されない恐れがある。・河川の管理は、本来、河川整備や維持管理が一体であるべきであり、維持管理のみを道に一元化した場合、一体的な河川管理が行えない。			建)河川課	1220Н

<u> </u>	<u>方自治関連</u>	. ()) c	:) /	+8	÷*-		Т	Γ	1		
小分類	細分類	概	要	提	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘	要 関係	
	229 国道、道道の 維持管理の一 元化	元化できる。			11.2	・ 道路法 § 13により、国道は国、道道は北海道がそれぞれ、機能や目的に応じて効率的に維持管理を行っている。		【メリット】 ・ 一元管理することにより、一層の地域 防災への向上が期待される。・ 一体的に実施することによる維持管理 作業の、一層の効率化を図れる可能性がある。 【デメリット】 ・ 財源について、国道のみに使途が限限定 され(道州制ービスレベルの連用に戻り 扱い)、サービスレベルの効果が最大限 に発揮できない恐れがある。・ ・ サービスレベルに差異のある道路を一 元化の独持管理をしても、作業の効率化 が図れない場合もある		建)	1221H 课
	: H 地域振興対										
その他	176 都市再生緊急 整備地域の指 定	め、都市再生	策の導入のた 上緊急整備地域 の移譲を受け	芃	1	・ 与党3党の「緊急経済対策」(H13.3.9) をきっかけに、21世紀型プロジェクトを積極的に推進するため、政府の「緊急経済対策」(H13.4.6)において、都市再生本部を内閣に設置し、直属の事務局が置かれた。 ・ H14.6月施行された都市再生特別措置法に基づき「都市再生基本方針」(H14.7月)が閣議決定された。 ・ 1都市再生緊急整備地域 ・ 都市再生緊急整備地域 ・ 都市再生緊急整備地域の指定については、法§2③に基づき、政令により国(内閣府:都市再生本部)が行うこととされており、地方公共団体の申し出により、都市再生本部会議において決定される。 ・ 申し出に関する具体的な手続き規定はないが、本部への事前相談の目途は、本部会議の2ヶ月前であり、道内では、平成14年10月の第2次指定で、札幌市の2地域が指定を受けた以後、指定に向けた申し出を行った地域はない。	①都市再生緊急整備地域市 ・ 法 \$ 4に規定する政令 ・ 法 \$ 4に規定する政令 ・ 本部による取り ・ なる。 ・ 法 \$ 20等事業との ・ 法市再通大臣に移 ・ 国工権 ・ 国工権 ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を	①都市再生緊急整備地域 【メリット】 ・ 近年は具体の事案もなく、現行制度の 具体的な課題等が明らかではないため、 メリット・デメリットの判断が難しい。 【デメリット】 ・ 我が国の経済の牽引役となる大都市圏が国際的に見て地盤沈下しるが、こちを豊かで快適な、かつ経済活力に満まるよれた都市に再生するためには、国アロジェクトとして官民、国・地方一体となった取組みが必要。		企計参建都画	
						②都市再生整備地域 ・ 法§46に基づき市町村が都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき地域において、都市再生基本方針に基づき都市再生整備計画を作成した場合、法§47②に基づき、国は国土交通省令で定めるところにより交付金を交付することができる。 ・ H16予算において、市町村が実施する中心市街地等の「まちづくり事業」に対する従前の統合補助金を、市町村の自主性・裁量性を尊重する観点から見直し、「まちづくり交付金」(億1,330億円→億2,430億円) が創設	②都市再生整備地域 ・ まちづくり交付金の 枠配分化と配分権限の 移譲	②都市再生整備地域 【メリット】 ・ 道内においては、これまでも市町村の事業要望に対し100%交付金の要望額が措置され、配分されている状況にあり、市町村にとって現状においてアピールしていく、今は難しいと考えている。 【デメリット】 ・ 全国予算は変更されないが、仮に北海、道だけ一括配分を受けて自由に執行することと、都道所関係の理解が得られるかどうか難しいと考える。			

<u>_ <地フ</u>	<u>5自治関連</u>	(つつき)	>								•	
小分類	細分類	概		防	女 重複 余く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘	要	関係 部課	個票 番号
(大分類	: C 土地利用規	見制 一 中分類	頁:土地利用·	一般)								
(八)の有	47 用途制限の緩 和	土地の有効活用	用、売買活性 のため、市街	2	2	① 都市計画法 〈用途地域 § 9 〉 ・ 都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、主に住居系・商業系・工業系に分かれた12種類の用途地域が定められている。 〈市街化調整区域 § 7 〉 ・ 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域 迄の区域区分を定めることができる(§ 7①)。なお、大都市の域区分を定めることができる(§ 7①)。なお、大都市のは、10ただし書) ・ 市街化区域と市街に調整区域の区分によるまちづくりを行ってきた。1010都計画区域については区域区分を定めるできた。1010都計画区域でいては、この制度が計計を指してきた。7010であり、の場では、2010では、10	く用途地域に直合する。 建築用途地域拡大域> ・市街・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	① 都市計画法 〈用途地域〉 【メリット】 ・ 用途地域に適合する建物用途が拡大る。 【メリット】 ・ 用途地域に適合する建物用が図の活用が図がまれる。 【デメリか地域境の建物用途が混在することで、お前が限とされる。 〈市活動が調整区は、大により、、計画的な公共を備が出来ならなりり、、計画的な公共を備が出来ない。 ・ 市街地窓でするとが、発生する。・ 市街図の整本のとが、発生する。・ 不街回る正とができなくなり、 全ととがの整体に関する。 とをとしている。 と、 では、 一、 一、 と を と と と が の を でき と 、			建都画農農整水治環自境計 調 課 環	3005C 3010C
						・ 保安林に指定(§ 25大臣、§ 25-2知事)されている民有林は、 伐採を制限(§ 34 知事許可)されているほか、森林以外の目的への土地転用は原則禁止。 ・ 保安林の指定及び解除は、農林水産大臣(§ 25、26)又は知事(§ 25-2、26-2)の権限。 〈保安林以外の民有林〉 ・ 地域森林計画の対象となっている民有林(保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸法に規定する海岸保全区域内の森林を除く)においては、1 haを超える開発行為(森林法施行令§ 2-3)は、知事(又は知事権限の移譲を受けている市町村長)の許可を要する(§ 10-2)。 ④ 自然公園法 ・ 自然公園法 ・ 自然公園と域内では、自然公園の風致景観を保護する観点から風致景観上好ましくない行為を規制しているが、土地の利用用途を規制するものではない。 ・ 特別地域内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可(自然公園法§ 13(3)、特別保護地区内の行為規制は、国立公園は環境大臣、国定公園は知事の許可(自然公園法§ 14(3))が必要。	る民 保区基本 (HI2.4.27 株森林な野原を (HI2.4.27 農大の (HI2.4.27 民族 (HI2.4.27 L)) (HI2.4.27 L) (HI2.4	・ 土地の有効活用が図られる。 【デメリット】・ 国土保全や水源かん養等の重要な公益 的機能を持つ保安林等の森林が減少す る。 ④ 自然公園法 【デメリット】・ これまで良好に保全されてきた自然環 境が改変され、自然公園としての資質低 下を招くおそれがある。				

<u> </u>	5目治関連	(ソンさ) >									
小分類	細分類	概	要	提到	案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘	要	関係 部課	個票 番号
地方裁量範囲の拡大	5 1 国の関与の縮 小	漁業施設用地 都市計画事業 関する国の る。	の補助採択に	2	2	① 漁港利用計画 ・ 用地の利用計画の変更については、漁業情勢の変化や漁港の整備、機能施設等の整備に伴い漁港施設用地を適正に利用するため見直しされるものであり、これまでも速やかな変更協議、事務処理に努めてきているが、個別の内容により変更に際し時間を要する事案も見られている。		① 漁港利用計画 【メリット】 ・ 個別の内容によっては、水産庁において事務決裁に要する時間分、事務処理が短縮されることが考えられる。 【デメリット】 ・ 現在、水産庁が行っている海岸や河川、 国有財産などにかかる他省庁との協議を 直接、道が行う必要があるので、逆に協 議に時。 られる。 ② 都市計画事業			水漁村建都画都境 調市課市課 市課市課	2004C 2007C
						② 都市計画事業 ・ 都市計画事業 ・ 都市計画事業については、市町村が主体的に事業推進を図ることとなっており、補助採択要件等については、統合補助金・交付金の運用改善等により、既に地方公共団体が地域の実情や事業展開に応じて、より機動的かつ柔軟に事業を実施できるよう措置されている。	(道路法、土地区画整理 法、北東生特別計量 法、北東年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	② 都市計画事業 【メリット】 ・ (財源等に関して) わずかな自主財源 で大きな事業が施行可能となる。 【デメリット】 ・ 市町村の実情に応じた財源配分をした 場合、市町村間において不公平感を生じ る可能性がある。				
	212 土地利用規制 の決定に議・ 意の廃止		廃止し、知事	1	1	① 国土利用計画法 ・ 国土利用計画法では、都道府県は五地域区分(都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域)と土地利用調整等に関する事項について定めた土地利用基本計画を策定することとされているが、その策定・変更に当たっては国との協議・同意を得なければならない。	正	① 国土利用計画法 【メリット】 ・ 土地利用基本計画の策定・変更に係る 事務処理期間の短縮 『デメリ利用計画法に係る国の関与の廃止 が先行し、国に属する土づは関連の権限の 移譲と個別規制法に基づくければ、る 国の関与の廃の策定・変更に出たって関い 用基本計画行いる関係に出しまって、 で変通が議を、できている関係で代わないは との協議を、をしなければなられる。 との協議を、をしなければないなな 道によって、 を通が調整をしなければないないない。 道に、事務の煩雑化・非効率化が危惧される。			全	12160
						② 自然環境保全法 ・ 都道府県自然環境保全地域の特別地区等の指定又は拡張をしようとする場合は、環境大臣への協議が必要とされているが、道では自然環境等保全地域指定事務要領に基づき、国の出先機関に事前協議を行っている。 ③ 自然公園法 ・ 国定公園の特別地域等の指定又は拡張をしようとする場合は、関係行政機関の長への協議が必要とされているが、環境省からの技術的助言(環境省自然環境局長通知)に基づき、国の関係地方行政機関に協議を行ったうえに、自然公園法§55に基づき、関係大臣への協議を行っている。	② 自然環境保全法 ・ 都道府県から環境大 臣への協議の廃止 ③ 自然公園法 ・ 都道府県から関係行 政機関の長(大臣)へ の協議の廃止。	② 自然環境保全法 【メリット】 ・ 指定事務の効率化が図られる ③ 自然公園法 【メリット】 ・ 指定事務処理の迅速化、効率化が図られる。			環) 自然環 境課	

<u> </u>	7日 7	(つづき)	· <i>></i>	担安粉		T			1	T
小分類	細分類	概	要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
地方裁量	(212 土地利用規制 の決定に議・同 意の廃止)				④ 農振法 ・ 農振法の規定により、都道府県知事が「農業振興地域整備基本方針」を定める場合には、農林水産大臣に協議し同意を得なければならない。	④ 農振法・農振法4条の協議廃止	④ 農振法 【メリット】 ・ 都市計画法など他の土地利用規制関係 ・		農)調整課	
					⑤ 森林法 ・ 知事は、森林地域を確定するなど森林に関する計画(地域森林計画)を策定又は変更する場合は、計画を公告縦覧し、その後、都道府本報審議会及び関係市町村の意見を聞き、計画を策定する。その計画については、農林水産大臣の協議又は同意を得た後に、地域森林計画の決定がなされる。	(5) 森林法 ・ 森林法の改正 ・ 地域森林計画の作成 に要する費用は、都道 府県の負担となってい る	(5) 森林法 【メリット】 ・ 地域森林計画を決定するにあたって、都道府県森林審議会及び関係市町村の意見を聞いた後、速やかに計画を決定する事ができ、時間及び事務の軽減が図られる。 【デメリット】 ・ 地域森林計画は、森林地域を確定するという土地利用規制のほかに、森林を整備する公共事業の流域別の基本計画の性格があり、これを国の計画と切り離すことは、調整に重大な支障を及ぼす危険性がある。		水) 森林計 画課	
					 都市計画法 都道府県は、都市計画区域を指定しようとするとき、又は大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等に係る都市計画とは国人は国の利害に重大な関係がある都市計画の決定をしようとするときは、国土交通大臣に協議し同意を得なければならない。 また、都道府県が都市計画区域の整備・開発及び保全の方針若しくは区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)は、農林水産大臣と協議しなければならない。 	⑥ 都市計画法 ・ 都市計画法の改正	6 都市計画法 【メリット】 ・ 道における都市計画を、道がより主体 的に行うことができるようになる。		建)都市計画課	
(大分類 基礎自治		対策 - 中分数 政令市40万、中		強化) 2 2	・ 地方自治法により、政令で指定する指定都市及び中核市は、	地方自治法の改正等	【メリット】		企)	1009H
	2 5 市等の法 定要件緩和	版で、人のでは、 で、人のれない 市行政の見直し	の緩和と区政 い政令地方都		・ 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市制度の ・ 現在、第29次地方制度調査会では、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方などについて調査審議中であり、大都市制度のあり方について調査審議中であり、大都市制度のあり方についても審議項目とされている。	20月日日本の東上寺	・事務権限が強化され、市民の身近で行政を行うことが可能になり、次のような効果が期待される。市民サービスの向上地域特性を活かした施策の展開市全体の活性化 【デメリット】・対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。・財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。		市課域局参	1042H

小分類	細分類	概要	提案数 重複 除く	事実関係等の整理	実現するために考えられ る手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
基礎自治体の強化	225 政令市、中核 市の要件緩和	政令市、中核市の要件を緩和し多くの市が移行できるようにする。	1 1	 ・地方自治法により、政令で指定する指定都市(§252-19)及び中核市(§252-22)は、次のとおり。 ◇ 指定都市	・ 地方自治法の改正等	【メリット】 ・ 事務権限が強化され、市民の身近で行政が行うことが可能になり、次のような効果が期待される。 ・市民サービスの向上 ・地域特性を生かした施策の展開 ・市全体の活性化 【デメリット】 ・ 対象となる市において、事務処理に必要な専門的知識・技術を備えた組織を整備する必要が生じる可能性がある。 ・ 財政措置も含めた制度設計が行われなければ、市の財政面に影響を与える。		企) 市町村 課	1233H
役割分担 の明確化		国が直轄で実施している道路、河川事業などに対する地方公共団体の負担金制度を廃止する。	1 1	 地方財政法により、法令等で定める建設事業等を国が行う場合には、地方公共団体は法令に基づきその経費の一部を負担する(§17-2)こととされており、具体的な負担割合は、道路法・河川法など個別法令により規定されている。 北海道は、いわゆる北海道特例(国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い)により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 国の直轄事業は国家的施策として実施されながら地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、道ではこれまでも、国等に対して直轄事業負担金の廃止や廃止されるまでの間における情報提供の充実について要請している。また、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。 	要しない」という趣に関係法令を改正・直轄事業量を維持負担金には、地方自動をのには、地方自力を指し、地方自力を指し、地方をがある。 ・制度改正に向け、知きまたと連携し国に働き	【メリット】 ・ 地方財政負担の軽減 ・ 補助事業及び地方単独事業の拡充 【デメリット】 ・ 地方負担金相当分、直轄事業量が減少する懸念		企) 計画室 参事	3058H
	227 国直轄事業の 維持管理に係 る負担金制度 の廃止	国の直轄事業の維持管理に 係る負担金制度を廃止でき るようにする	1 1	 道路法・河川法・都市公園法・土地改良法により、道路、河川事業等、国が実施している事業に係る経費の一部を地方公共団体が負担している。 北海道は、いわゆる北海道特例(国庫負担率の嵩上げ、直轄事業の範囲が他の都府県より広い)により、他の都府県に比べ地方負担の割合が小さい。 国の直轄事業は、国家的施策として実施されながら、地方公共団体に対して財政負担を課すものとなっており、これまでの間における情報提供の充実について要請している。 特に、維持管理費は本来管理主体が負担すべきものであり、直轄事業負担金として地方公共団体に財政負担させることは不合理であることから、速やから全国知事会や地方六団体においてまた、地方分権推進の観点から全国知事会や地方六団体においても同様の取り組みを行っている。 	地方公共団体の負担に関する規定を削除する。 ・ 維持管理水準を低、 っ させないにいて、 方負担金相当の国追加措置が必要 ・ 制度さい知识に向け、引き続き知い。 ・ 制度も、国に働きかける。	【メリット】 ・ 地方財政負担の軽減 【デメリット】 ・ 地方負担金の減少相当分の維持管理水 準の低下が懸念される		企) 計画室 参事	1217Н
基礎自治体の強化	道から市町村 への権限移譲	道の事務・権限移譲リストの第3区分(法改正を要する500権限)について国から道へ権限移譲する。	1 1	・ 移譲リストは、道の権限のうち、道州制の下では市町村が担 うことが望ましいと考えるものを掲げているが、関係法令にお いて、国、都道府県、市町村の費用負担に関する規定が置かれ ていることなどから、移譲リストにおいては約500項目を法制度 の改正等が必要な事務・権限としている。	定が置かれているもの など、関係法令の改正	【メリット】 ・ 市町村への権限移譲が進み、住民に身近な市町村において事務処理が行われることにより、住民の利便性の向上や事務処理の迅速化が図られるとともに、市町村の自主的判断による総合的なまちづくりが可能となる。		企) 地域主 権局参 事	2017H
	226 道道の管理の 特例	町においても、都道府県の 同意を得て、当該町の区域 内に存する都道府県道の管 理を行うことができるよう にする。	1 1	・ 道路法§17②では、指定市以外の市について、道と協議し、 同意を得ることにより、道道の管理を行うことができるが、町 村は除外されている。	・ 道路法の改正	【メリット】・ 町道と一体となった管理をする事ができるものと思われる。【デメリット】道路の管理費用を町が負担する事となるため、それ相当の体制及び予算が必要になるものと思われる。		道路課	3204H

継続審議案件資料

- 広域中核市制度の創設
- 政令市・中核市の指定要件の緩和

広域中核市制度の創設

【解決したい課題】

- 〇 道州制のもとでは基礎自治体が行政の主役。そのモデルとなる強力な基礎 自治体の形成をうながしたい。
- 行政の機能が札幌に集中していることが札幌一極集中の原因のひとつ。こ の機能を道内各地域に分散させ、地域発展の力を生み出したい。
- 現在の人口構成から見て、人口減少・高齢化はさらに進行。これに対処する地域づくりを地域の判断で速やかに行えるようにしたい。

【発想のポイント】

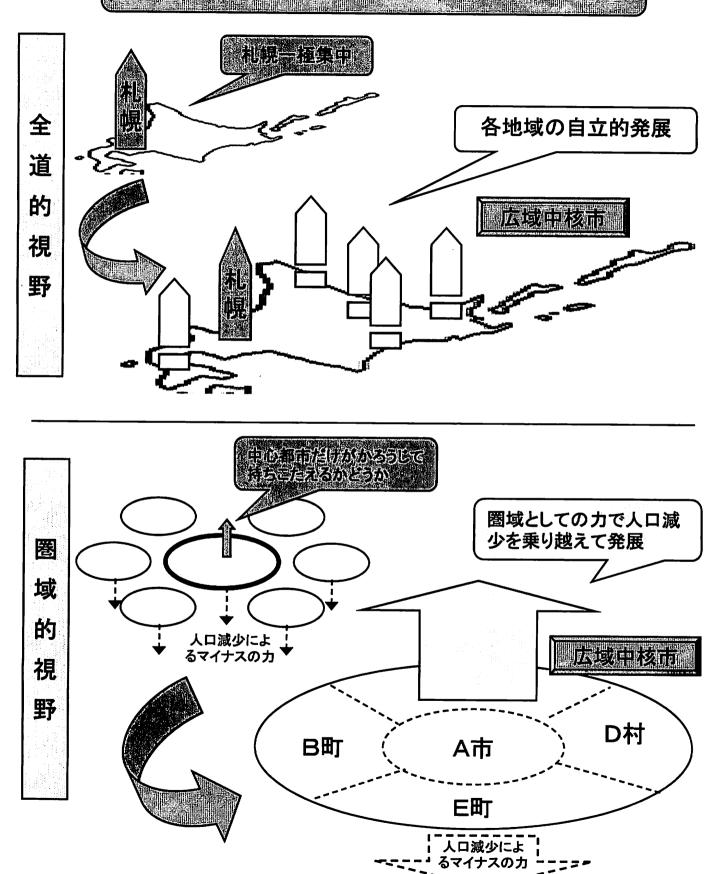
- 〇 地方自治法にはずでに政令市、中核市、特例市があるが、これは、人口集積による行財政能力の向上や行政ニーズの多様化、高度化に着目した制度。
- 過疎地の多い北海道においては、中心都市だけに着目するのでなく、圏域をカバーした政策展開が効果的にできる基礎自治体づくりを構想することが有用。
- 今後の人口減少と高齢化を考えると、政策展開圏域としては二次医療圏の重要性が高まることから、これに着目した新制度を構想。

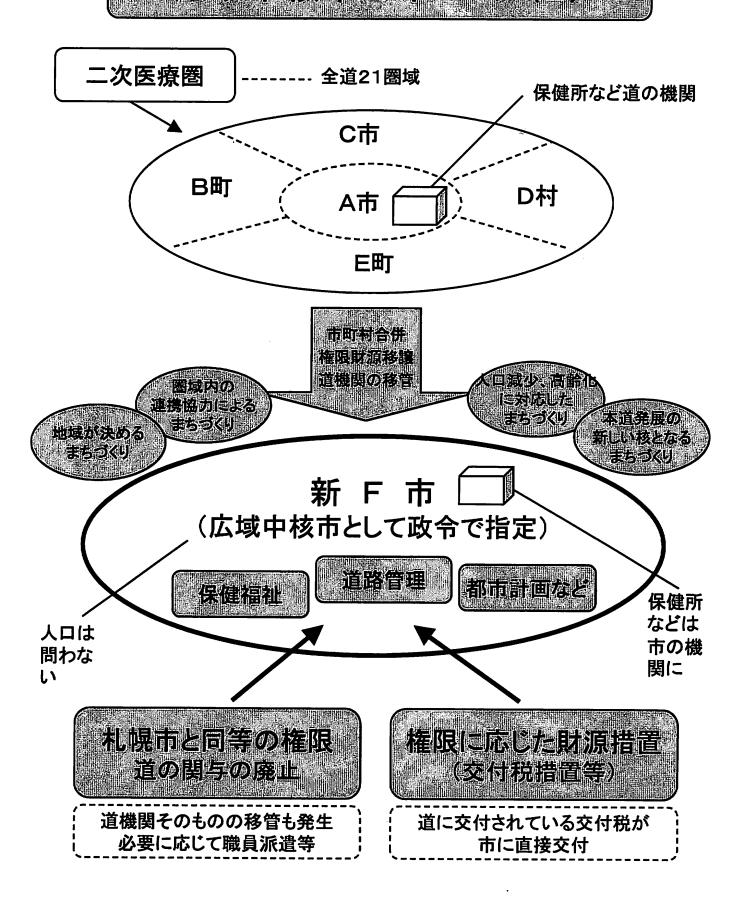
【具体的な提案内容】

- <u>地方自治法に「広域中核市制度」を創設し、二次医療圏と区域が一致する市が</u> 誕生した場合に政令市の規定を準用して、道の権限を組織ごと大胆に移譲。
 - ・ 地方自治法に新たな条項(第252条の21の2以下)を設け、広域中核市を規定。
 - ・ 広域中核市には、政令市の規定(第252条の19)を準用し、権限を法定移譲して財源は交付税措置。(人口規模にかかわらず政令市の事務を担える財源を保障)
 - ・ 広域中核市の基本的要件は、当該市の区域が医療法第30条の4第2項第10号に規定する 区域(第二次保健医療福祉圏)と一致すること。要件の細目は北海道の条例で規定。
 - ・ 広域中核市には、当該<u>市の条例により区を置くことができる。区の制度設計は、当該市が条例</u> で定める。(現行の政令市にもない権限)

【期待される効果】

- O 支庁機能(市町村補完機能)をも吸収し、それに見合った財源を措置された強力な基礎自治体が誕生。
- 広汎な権限を活用し、保健・医療・福祉や地域の産業振興などの施策を効果的に 展開。(一例として、自治体病院の再編、商業機能の再配置、道道の管理など)
- 〇 札幌一極集中に対抗し、自立的発展を目指す基盤が道内各地に整う。







指定都市・中核市・特例市の概要

区分	指定都市 (17市)	中核市 (35市)	特例市 (44市)
要件	・人口50万人以上で政令 で指定する市(人口そ の他都市としての規 模、行財政能力等にお いて既存の指定都市と 同等の実態を有すると みられる都市を指定)	・人口30万人以上で政 令で指定する市	・人口20万人以上で政 令で指定する市
事務配分の特例	・別紙のとおり		
関与の特例	・知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	・福祉に関する事務に 限って指定都市と同 様に関与の特例が設 けられている。	・なし
行政組織上の特例	・区の設置 ・区選挙管理委員会の設 置 ・区地域協議会の設置 等	・なし	
財政上の特例	・地方道路譲与税の増額 ・地方交付税の算定上所 要の措置(基準財政需 要額の算定における補 正) ・宝くじの発売 等	・地方交付税の算定上所要額の算定における補	所要の措置(基準財政需 補正)
決定の手続	・政令で指定	府県の同意が必要	き、政令で指定 は市議会の議決及び都道 場合には議会の議決が必
道 内 の 指定状況	- 札幌市 (S47. 4. 1)	・旭川市 (H12. 4.1) ・函館市 (H17.10.1)	・なし

指定都市・中核市・特例市の処理する主な事務の比較

指定都市の処理する主な事務

- 〇民生行政に関する事務
 - 児童相談所の設置
- 〇都市計画等に関する事務
 - ・都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
 - 市街地開発事業に関する都市計画決定
- 〇土木行政に関する事務
 - ・市内の指定区間外の国道の管理・・市内の県道の管理
- O文教行政に関する事務
 - ・県費負担教職員の任免、給与の決定

- 中核市の処理する主な事務

- O民生行政に関する事務
 - 身体障害者手帳の交付
 - ・母子・寡婦福祉資金の貸付け
 - ・養護者人ホームの設置認可・監督
- 〇保健所の設置 (保健所設置市が行う事務)
 - ・地域住民の健康保持、増進のための事業の実施
 - 飲食店営業等の許可
 - 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の許可
 - 浄化槽設置等の届出
 - ・温泉の供用許可
- 〇都市計画等に関する事務
 - ・屋外広告物の条例による設置制限
- 〇環境保全行政に関する事務
 - ・ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出
- O文教行政に関する事務
 - 県費負担教職員の研修

特例市の処理する主な事務

- 〇都市計画等に関する事務
 - ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可
 - ・市街地開発事業の区域内における建築の許可
 - ・都市計画事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可
 - ・土地区画整理組合の設立の許可
 - 土地区画整理事業の施行地区内の建築行為等の許可
 - ・住宅地区改良事業の改良地区内の建築等の許可
 - ・宅地造成の規制区域内における宅地造成工事の許可
- ○環境保全行政に関する事務
 - ・騒音を規制する地域、規制基準の指定
 - ・悪臭原因物の排出を規制する地域の指定
 - ・振動を規制する地域の指定
- 〇その他
 - 計量法に基づく勧告、定期検査